

## 高知市告示第1号

高知市契約規則（昭和40年規則第4号）第3条及び第23条の規定に基づき、令和8年6月1日から令和10年5月31日までの間に高知市が発注する物件の買入れ、その他業務の委託等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について次のとおり定める。

令和8年1月1日

高知市長 桑名龍吾

### 1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、第1号に定める事項により競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、高知市物件等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者（以下「有資格者」という。）とする。ただし、令和8年1月1日（以下「審査基準日」という。）において、第2号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、競争入札に参加する資格を有しない。

#### （1）資格審査事項

ア 審査基準日の直前2年の事業年度における販売（業務）実績（事業年度が2年未満の場合は、直前1年の事業年度における販売（業務）実績）

イ 審査基準日の前日における営業年数（申請については、引き続き1年以上当該事業に従事している者。

なお、指名競争入札に参加する者は、引き続き2年以上当該事業に従事している者とする。）

ウ 経営規模

（ア） 審査基準日直前の事業年度決算における自己資本額（法人にあっては純資産額を、個人にあっては次年繰越純資本金の額をいう。）

（イ） 審査基準日における事業に従事する者の数

（ウ） 直前決算における機械設備、車両運搬具、工具、器具等の種類、数量等設備の状況

#### （2）審査基準日において次の事項のいずれかに該当する者は、競争入札に参加する資格を有しない。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

ウ 手形又は小切手の不渡事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者

エ 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者

オ 審査基準日の前日までに納期の到来した国税、都道府県税、市町村税、健康保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金又は国民健康保険料を滞納している者。ただし、申請時までに完納した場合は、この限りでない。

カ 高知市内に本社又は本店若しくは委任を受けた支社、支店若しくは営業所等を有する事業者であって、次のいずれかに該当するもの

（ア） 個人住民税を特別徴収するべき従業員を有する者で、当該従業員について個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていないもの

（イ） 個人住民税を特別徴収するべき従業員を有しない者又は新規設立事業者のため高知市から個人住民税の特別徴収義務者として指定通知を受けていない者で、特別徴収義務者に該当することとなったときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしないもの

キ 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれかに該当する者

### 2 資格審査の申請の時期、方法等

資格審査を受けようとする者は、次のとおり審査に必要な書類を市長に提出しなければならない。

#### （1）提出書類

ア 令和8・9年度 物件等競争入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）

イ 添付書類

- (ア) 令和8・9年度 物件等競争入札参加資格審査申請書提出書類一覧表
- (イ) 営業経歴書
- (ウ) 委任状（支店等への委任事項がある場合のみ添付）
- (エ) 希望営業種目調書 その1（物品等）及びその2（業務委託等）
- (オ) 登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合）
- (カ) 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）
- (キ) 国税、都道府県税及び市町村税の納税証明書（滞納がないことが分かる証明書）
- (ク) 国民健康保険料完納証明書（滞納がないことが分かる証明書。高知市の場合は納税証明書（官公庁提出用）に含まれる。）
- (ケ) 社会保険料納入確認（証明）書（健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金について滞納がないことが分かる確認書又は証明書）
- (コ) 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（対象者のみ添付）
- (サ) 財務諸表（直近1事業年度）
- (シ) 暴力団の排除に関する誓約書及び照会承諾書
- (ス) 営業の許認可及び資格者調書（営業に当たり許可等を要する場合のみ添付）
- (セ) 印刷設備調書（対象者のみ添付）
- (リ) その他市長が必要と認める書類

#### (2) 受付期間

令和8年2月2日から同年2月27日まで（窓口に持参の場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日及び日曜日は除く。）。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合及び合併等の場合を除く。

#### (3) 受付場所

高知市役所総務部契約課（高知市上下水道局企画財務課を経由する方法により、資格審査申請書を提出することも可能）

#### (4) 申請方法

ア 提出先に郵送又は持参するものとする。

イ 高知市及び高知市上下水道局両方に申請する場合は、両方の申請書をまとめていずれか1か所の窓口に提出するものとし、その際、1部は原本、1部は写しとする。ただし、両方への申請内容が異なる場合は、それぞれの窓口に原本を提出するものとする。

### 3 資格審査の結果の通知

審査の結果、市長が資格を有すると認めた者は、資格者名簿に登載し、高知市総務部契約課において公表するものとし、契約課ホームページへの資格者名簿の掲載をもって審査結果の通知とする（掲載日：令和8年5月29日（予定））。

### 4 資格審査申請書の記載事項の変更届

資格審査申請書を提出した者は、記載事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更事項を市長に届け出なければならない。

### 5 資格の有効期間

競争入札の参加資格の有効期間は、令和8年6月1日から令和10年5月31日までとする。

### 6 有資格者の追加登録

追加登録は、令和8年6月1日から隨時受け付けるものとする。追加登録における審査基準日は、資格審査の申請書を受理した日の属する月の初日とし、追加登録の日は、申請書を受理した日の属する月の翌々月の初日とする。

### 7 資格の取消し

市長は、有資格者が次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

- (1) 審査基準日以降に第1項第2号アからエまで及びキのいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 資格審査申請書及びその添付書類中の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

## 8 指名停止等

市長は、有資格者が業務等について不誠実、法令違反等の行為があったときは、別に定める基準により指名停止等を行う。